

川崎市教育委員会規則第 10 号

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 21 日

川崎市教育委員会

教育長      落   合      隆

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則（昭和 3 1 年川崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 8 号）第 4 条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。

第 4 条第 1 項中「（平成 2 2 年法律第 1 8 号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。